

建築物省エネ法・省エネ適合性判定手数料

船橋市・令和3年4月1日現在

I. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適合性判定）

第1表 省エネ適合性判定手数料

（単位：円）

住宅部分・非住宅部分の区分	床面積の区分	判定手数料		
		基準省令第1条第1項第1号イ又はただし書に基づく評価 （標準入力法・主要室入力法・国土交通大臣が認める方法）	基準省令第1条第1項第1号ロに基づく評価 （モデル建物法）	
（特定建築行為に係る） 非住宅部分	工場等	300㎡以上1000㎡未満	29,000	25,000
		1000㎡以上2000㎡未満	41,000	36,000
		2000㎡以上5000㎡未満	98,000	92,000
		5000㎡以上10000㎡未満	146,000	138,000
		10000㎡以上25000㎡未満	180,000	172,000
		25000㎡以上	223,000	214,000
	工場等以外	300㎡以上1000㎡未満	276,000	107,000
		1000㎡以上2000㎡未満	356,000	141,000
		2000㎡以上5000㎡未満	505,000	227,000
		5000㎡以上10000㎡未満	622,000	297,000
		10000㎡以上25000㎡未満	735,000	356,000
		25000㎡以上	839,000	418,000

基準省令…建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）

※注意

- 手数料算定上の床面積は、新築の場合は建築物全体における非住宅部分の床面積について、増改築の場合は既存部分を精査するか否かに関わらず増改築部分における非住宅部分の床面積について算定します。計画書又は通知書の第五面【2.非住宅部分の床面積】の、新築の場合は（床面積）を、増築の場合は増築部分の（床面積）を、改築の場合は改築部分の（床面積）を参照してください。
- 非住宅部分のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する「内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものの床面積」も、本規定は省エネ適合性判定・届出の要否の判断のみに関わるものであるため、手数料算定上の床面積に含みます。
- 非住宅部分のうち、平成28年11月30日付け国住建環第197号・国住指第2878号「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の準備について（技術的助言）」の2.（2）「一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分について」で示された、「工場における生産エリア等の一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分」の床面積についても、手数料算定上の床面積に含みます。
- 増改築の場合において、平成29年3月15日付け国住建環第215号・国住指第4190号「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）」の2.（1）①②「既存建築物のエネルギー消費性能について」で基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する「国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」として示された、既存部分のBEⅠを1.2とし、増改築部分のBEⅠと面積按分して評価する方法を用いる場合は、増改築部分のBEⅠを算定した評価方法を手数料算定上の評価方法とします。
- 工場等とは、非住宅建築物（複合建築物においては非住宅部分に限る。）の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。（「工場等」と「それ以外」の複合用途の場合は、全体を「それ以外」の用途として手数料を算定します。）

算定例1：住宅部分が3000㎡、非住宅部分（工場等以外）が8000㎡（このうち開放部分が5000㎡）の新築の計画を、モデル建物法で評価する場合
⇒「新築非住宅部分（工場等以外）の床面積が8000㎡のモデル建物法」のため、「5000㎡以上10000㎡未満（工場等以外）」かつ「モデル建物法」の項を参照し、297,000円となります。

算定例2：既存非住宅（工場）が1000㎡、増築非住宅（工場）が1500㎡の増築の計画を、既存部分のBEⅠを1.2とし、増築部分のBEⅠをモデル建物法で算定した上で、面積按分して評価する場合
⇒「増築非住宅部分（工場）の床面積が1500㎡のモデル建物法」のため、「2000㎡未満」かつ「モデル建物法」の項を参照し、36,000円となります。

算定例3：既存非住宅（工場棟以外）が10000㎡、増築非住宅（工場棟以外）が20000㎡の増築の計画を、既存部分を精査し増築後の建築物全体を標準入力法で算定し評価する場合
⇒「増築非住宅部分（工場棟以外）の床面積が20000㎡の標準入力法」のため、「10000㎡以上25000㎡未満」かつ「標準入力法」の項を参照し、735,000円となります。

II. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定

第2表 計画変更判定手数料

判定手数料
第1表に掲げる金額に、1/2を乗じて得た額

※参考

住宅部分のみの変更にかかる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定による計画の提出又は同法第13条第3項の規定による計画の通知は、建築物エネルギー消費性能適合性判定が不要のため、手数料はかかりません。

III. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく計画の変更が軽微な変更にと該当することを証する書面の交付の申請（軽微な変更ルートC）

第3表 軽微変更該当証明手数料

手数料
第1表に掲げる金額に、1/2を乗じて得た額

●手数料の根拠は、船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）別表第3による。